

厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

児童福祉施設等における
被虐待児童の実態等に関する調査研究

平成14年度研究報告書

平成15年 3 月

主任研究者 才 村 純

平成 14 年度厚生労働科学研究 子ども家庭総合研究事業
児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究

主任研究者 才村 純

目 次

総括研究報告	主任研究者 才村 純	348
分担研究 I 児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究	主任研究者 才村 純	362
A. 研究の目的 (才村 純)		362
B. 研究の方法 (才村 純)		363
C. 回答状況 (才村 純)		364
D. プロフィール調査集計結果及び考察		
I. 乳児院 (庄司 順一)		364
II. 児童養護施設 (伊藤 嘉余子)		375
III. 児童自立支援施設 (才村 純)		386
IV. 情緒障害児短期治療施設 (澁谷 昌史)		397
V. 各施設種別間の横断的比較		
1. 施設プロフィール (澁谷 昌史)		409
2. 職員プロフィール (才村 純)		417
3. 個人プロフィール (伊藤 嘉余子)		419
4. 考察 (才村 純、澁谷 昌史、伊藤 嘉余子)		423
E. 業務量調査集計結果		
1. 集計結果 (澁谷 昌史、伊藤 嘉余子)		425
2. 考察 (才村 純、澁谷昌史、伊藤嘉余子)		429
結語 (才村 純)		430

施設プロフィール調査集計表	431
職員プロフィール調査集計表	466
個人プロフィール調査集計表	478
業務量調査集計表	526
分担研究Ⅱ 児童福祉施設における処遇のあり方に関する研究	552
分担研究者 庄司 順一	
分担研究Ⅲ 児童福祉施設の制度のあり方に関する研究	557
分担研究者 柏女 霊峰	
資料	
1.児童福祉施設実態調査項目検討作業部会委員 及び調査にご協力いただいた施設団体	567
2.プロフィール調査票	
(1) 調査協力依頼及び調査に当たっての留意事項	568
(2) プロフィール調査票	575
① 乳児院	
② 児童養護施設	
③ 児童自立支援施設	
④ 情緒障害児短期治療施設	
3. 業務量調査票	
(1) 調査協力依頼及び児童福祉施設職員業務量調査票	675
(2) 業務量調査の手引き	678
(3) 業務コード表	681

総括研究報告書

児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究

主任研究者 才村 純(日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長)

研究要旨

児童福祉施設においては、被虐待児童の入所の急増等に伴い、心理的ケアをはじめ、関係機関調整や家庭環境調整等、ニーズが多様化、困難化している。また、地域や家庭における子育て機能の弱体化に伴い、入所している児童やその保護者への支援のみならず、広く地域における子育て家庭への支援が施設に求められている。さらに、社会福祉基礎構造改革の潮流は、サービス内容に関する評価や苦情処理への対応等、利用者の権利保障の観点からのサービスの質の一層の確保を施設に求めている。このように、児童福祉施設の業務は増大かつ複雑・多様化しており、制度と実態の間での齟齬、理念と実際の処遇とのギャップが指摘されて久しい。

しかしながら、入所している児童の態様や具体的ニーズ、施設における取組みの実態等に関しては、総合的な把握がなされていないのが実情である。このため、本調査研究では、利用者一人ひとりのニーズに的確に対応できる施設処遇のあり方や、これからの児童福祉施設制度のあり方を検討するための基礎的資料を得ることを目的として、施設利用児童の生活実態やニーズ、職員の職務の実態等について、施設種別を超えた横断的手法による総合的な実態把握を行った。

その結果、施設種別にかかわらず、児童の特性や運営においてボーダーレス化が進行しており、各施設ともその対応に苦慮している実態が明らかになった。

これらの結果を踏まえ、分担研究において、利用者一人ひとりのニーズに的確に対応できる施設処遇のあり方や、これからの児童福祉施設のあり方について課題提起および具体策の提言を行った。

<分担研究者>

庄司 順一(青山学院大学教授/日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長)

柏女 霊峰(淑徳大学教授/日本子ども家庭総合研究所政策研究担当部長)

<研究協力者>

澁谷 昌史(日本子ども家庭総合研究所研究員)

伊藤 嘉余子(日本社会事業大学大学院博士後期課程)

A. 研究の目的

児童相談所における虐待相談が急増する中、平成 12 年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されるなど、児童虐待への取組みの強化が喫緊の課題となっている。児童福祉施設においても被虐待児童の入所の増加等に伴い、虐待に起因する愛着障害やトラウマを修復するための心理的ケアをはじめ、関係機関調整や家庭環境調整等、ニーズは複雑・多様化している。

また、地域や家庭における子育て機能の弱

体化に伴い、入所している児童やその保護者への支援のみならず、広く地域における子育て家庭への支援が児童福祉施設に求められている。さらに、社会福祉基礎構造改革の潮流は、サービス内容に関する評価や苦情処理への対応等、利用者の権利保障の観点からのサービスの質の一層の確保を児童福祉施設に求めている。

このように、児童福祉施設の業務は増大かつ複雑・多様化しており、制度と実態の間での齟齬、理念と実際の処遇とのギャップが指摘されて久しい。

これらの状況を背景として、各施設団体においても施設制度や施設運営のあり方について次々と具体的な提言がなされている。国においても社会保障審議会児童部会のもとに「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が設置され、施設制度をはじめとする社会的養護体系のあり方について検討が加えられることになっている。まさに、わが国の児童福祉施設制度は今大きな転換点にさしかかっている。

これからの施設制度や施設処遇のあり方を検討するには、まず現状を十分に踏まえることが不可欠と考えられるが、入所している児童の態様や具体的ニーズ、施設における取組みの実態等に関しては、総合的な実態把握がなされていないのが実情である。児童福祉施設が児童一人ひとりのニーズに的確に対応し、その最善の利益を保障できる場となるには、児童や保護者、施設の実態を十分に踏まえた上での体系的・総合的な施策の推進が極めて重要である。

このため、本調査研究では、施設入所児童の生活実態やニーズ、職員の職務の実態等について、施設種別を超えた横断的手法による総合的な実態把握を行い、これを踏まえながら、これからの施設処遇のあり方や児童福祉施設制度のあり方について短期的および中長期的な提言を行うものである。

B. 研究の方法

本研究は、① 児童福祉施設における虐待待児童の実態等に関する調査研究(分担研究Ⅰ)、② 児童福祉施設における処遇のあり方に関する研究(分担研究Ⅱ)、③ 児童福祉施設の制度のあり方に関する研究(分担研究Ⅲ)の3つからなる。

分担研究Ⅰでは、乳児院(全数)、児童養護施設(100ヶ所抽出)、児童自立支援施設(全数)、情緒障害児短期治療施設(全数)を対象に、プロフィール調査票及びタイムスタディ方式による業務量調査により、施設利用児童の生活実態やニーズ、職員の職務や勤務の実態等について、施設種別を超えた横断的・総合的な実態把握を行った。

分担研究Ⅱでは、分担研究Ⅰの調査結果及び先行研究を踏まえ、施設における処遇のあり方に関し検討を行い、具体的な課題提起及び提言を行った。

分担研究Ⅲでは、分担研究Ⅰの調査結果

及び先行研究を踏まえ、入所児童およびその保護者のウェルビーイングを保障するための児童福祉施設のあり方について短期的及び中期的観点から課題整理を行い、具体的な提言を行った。

C. 結果及び考察

分担研究Ⅰ

1. 回答状況

回答状況は、表1、表2のとおりであった。

表1 回答状況(プロフィール調査)

	調査票配布施設数	有効回答数	有効回答率(%)
乳児院	115	98	85.2
児童養護施設	100	82	82.0
児童自立支援施設	57	42	73.7
情緒障害児短期治療施設	21	19	90.5
全体	293	241	82.3

表2 回答状況(業務量調査)

	調査票配布施設数	有効回答数	有効回答率(%)
乳児院	10	8	80.0
児童養護施設	10	9	90.0
児童自立支援施設	10	9	90.0
情緒障害児短期治療施設	10	9	90.0
全体	40	35	87.5

2. プロフィール調査の集計結果と考察

(1) 乳児院

① 施設の設置・運営主体と定員・現員

設置主体、運営主体ともに「社会福祉法人等」が大多数を占めていた。民営施設における併設施設としては、児童養護施設(53.9%)がもっとも多かった。乳児院が児童養護施設を併設していれば、措置変更にあたって慣らし保育など準備がしやすいが、児童養護施設を併設していない場合、乳児院から児童養護施設への措置変更はきわめて重大な問題といえる。また、在所期限を一律に2歳に設定することの是非を含めて検討が必要となろう。

次に、乳児院は、現員では「10～19名」と「20～29名」で約2/3(63.3%)、「30～49名」を

加えると 87.8%となるが、「10 名未満」の施設は 6.1%、他方 70 名を超える施設もあり、規模の差が大きいのが乳児院の特徴といえる。

より家庭的な環境での保育を行うためには、やはり小規模化(定員の減少あるいは保育単位の小規模化)が望まれよう。ユニットケアともいえる実践をしている乳児院もあり、保育単位の小規模化を進めることが望まれる。

② 職員の配置状況

直接処遇職員は保育士が多数を占め、またその多くは女性である。乳児院が、入所している乳幼児にとって生活の場であり、人間関係の基本を学ぶ場であることを考えれば、男性職員(保育士等)の増加が望まれる。

乳児院には看護師が配置され、医師も非常勤を含め雇用されている。新生児や乳児、病虚弱児、低出生体重児などハイリスク児、障害児などが多く入所しているため、看護・医療との密接な関係が不可欠であることを反映したものであるが、他の種別の施設とは異なる乳児院の特徴といえる。

平成 11 年度に制度化された家庭支援専門相談員は非常勤ではあるが、家庭への支援や地域への子育て支援を行うファミリーケースワーカーとしての職種の配置は今日非常に意義が大きいといえる。今後さらに配置率が高まることが望まれる。

③ 職員の勤務体制

直接処遇職員は2交替制または3交替制で、夜間は基本的に「夜勤制」をとっている。これは、授乳、おむつ交換、乳幼児突然死症候群防止のための頻回の見回りなどを考えれば、当然のことといえる。ただ、夜間は女性職員だけになる場合も少なくなく、緊急対応等において課題がなくはない。

④ 研修について

約 3/4 の施設で研修担当者が「配置」されているが、研修担当者の決定方法は「適任」の者を選ぶ場合と、「主任クラスの職員」や「施設長・副施設長」が兼任する場合とに三分された。

施設内研修は約 2/3 の施設で「定例的に実施」されており、その頻度も「月に1回以上」がもっとも多くなっていた。

学会や施設外研修への参加は約 60%の施

設で「義務づけられて」いた。参加する場合、「出張」の扱いとする施設が多かった。

このように、研修には積極的に取り組んでいる施設が多いように思われる。今後は、児童養護施設との共同の研修が望まれる。

⑤ 職員へのスーパービジョン

「必要に応じて実施」という施設が多く、「定例的に」実施している施設はやや少なかった(22.4%)。

⑥ 入所児の基本属性

「個人プロフィール」の結果からは、2歳以上の幼児が全入所児の約 1/4(23.0%)を占めていることが注目される。無国籍の子どもが 13 名(0.5%)いることにも留意しておきたい。

⑦ 子どもの被虐待体験

児童票にもとづく、家庭で虐待を受けていた子どもは「ネグレクト」(12.7%)、「身体的虐待」(6.6%)、「心理的虐待」(1.0%)、「性的虐待」(0.1%)であった。これらのほか、「遺棄」「養育拒否」「父母の家出」などの入所理由も虐待と関連させて考える必要がある。数は少ないが、ほぼ2歳までの乳幼児に対しても性的虐待が行われることがあることに留意する必要がある。

児童票によるのではなく、入所後に施設職員が虐待であると判断した例では「ネグレクト」と「心理的虐待」の数が多くなっている。これらのタイプの虐待は発見しにくい、あるいは虐待と見なされにくい虐待といえる。ネグレクトや心理的虐待も、身体的虐待と同じように、子どもの心に深刻な影響を生じさせるのであり、認識を深めることが必要である。

なお、児童福祉法第 28 条を適用して入所した子どもは 139 名(5.5%)であった。

⑧ 一時保護

一時保護の経験をもつ子どもについて、一時保護されていた施設・機関は、「自施設」(10.2%)と「他の乳児院」(8.8%)が多かった。乳児あるいは2歳未満の幼児の一時保護は乳児院を利用することが多い。この場合、一時保護委託に係る費用の問題がある。また、実際に施設で養育するのであるから、入所児としてカウントすることへの要求もある。

⑨ 家族の状況

今日、乳児院に入所している子どものほとんどは実母あるいは実父と暮らしていたものである。

入所時の家族の問題は、「父母の精神疾患・人格障害等」と「父母の就労」がもっとも多く、次いで「親の未婚」となっていた。精神疾患(とくに人格障害)の場合、保護者との対応に困難をきたすこともある。児童相談所などの精神科医との連携が必要な場合が少なくない。

⑩ 保護者との面会・外泊

保護者との面会頻度は、「毎週」(10.5%)、「月に数回」(16.5%)、「半年に数回」(21.7%)で、「面会がまったくない」(12.2%)であった。

子どもの帰省外泊の頻度は、「月1回程度」(3.4%)、「月に数回」(5.6%)、「半年に数回」(12.9%)、「年1回」(6.5%)で、「帰省外泊まったくなし」は約半数(49.3%)を占めていた。

虐待ケースではなく、家庭復帰を目指すのであれば、親子生活訓練室を活用するなど面会等をおして、親子の愛着関係の(再)形成を促す積極的な援助が求められる。もちろん、児童相談所による、あるいは児童相談所と連携して家庭支援を行うことも不可欠である。

⑪ 身体発育状況と一般病院への通院

「発達の遅れ」(12.7%)や「身体障害」(5.5%)、「慢性的な疾病」(9.6%)をもつものが比較的多かった。このため、「一般病院への長期通院」の経験をもつ子どもが多い(「現在、長期通院している」のは17.9%)。長期通院は、人手などの負担が大きい。

⑫ 自立支援計画の策定

自立支援計画は約80%の施設で「すべての子どもについて」策定されていた。またそのほとんどの施設で自立支援計画の見直しを実施していた。その頻度は「半年以内」が約2/3(62.9%)ともっとも多くなっていたが、「1年以内」も28.4%あった。乳幼児期は発達的な変化の速い時期であり、時期を逸せずに見直しをすることが必要である。

⑬ 退所後の子どもや家庭への支援状況

退所後の子どもや家庭への支援を「定期的に行っている」のはわずか4施設(4.1%)にすぎなかった。施設入所により親子が分離するこ

とは家族の再統合(家庭復帰)のリスクである。退所までに面会、外泊などをおして十分な準備をするとともに、アフターケアが重要である。児童相談所との連携のもとに、家庭支援専門相談員の活躍が期待される。

⑭ 里親への支援の状況

里親への支援は低調であるが、家庭支援専門相談員の配置が進むにつれて、里親支援も充実してくることが期待される。また、職員との協議のもとに、里親委託候補の子どもをできるだけ早い時期に児童相談所へ連絡することも求められよう。

⑮ 関係機関との連携

「定期的な連絡会」は約2/3の施設で開催していたが、開催回数は「1年に1回以上」(37.9%)がもっとも多かった。また、事例検討会も、「定期的に開催している」のは37.8%で、開催回数は「1年に1回以上」がもっとも多かった。つまり、関係機関とのこのような連携に関して乳児院は必ずしも積極的であるとはいえないことを示している。しかし、連絡会、事例検討会とも「月1回以上」という施設もあり、施設間による差が大きいといえる。さらに、このような施設間のちがいに関しては、入所している子どもの数や、虐待を受けた子どもなど関わりのむずかしい子どもの数などによるのかもしれない。

⑯ 実習生・ボランティアの受入

実習生の受入は、1施設を除き、すべての施設で実施していた。受け入れる実習生の数も比較的多いといえよう。ほとんどの乳児院で実習生受入担当職員を配置し、実習生との反省会も実施していた。

ボランティアの受入に関しては、ほとんどの施設(92.9%)で受入れているが、受入人数は施設間での差が大きい。

⑰ 施設機能を活用した地域の子育て支援

地域の子育て支援に関しては、乳児院では「子育て相談」と「ショートステイ」を実施している施設が多かった。また、「施設行事への地域住民の招待」と「施設開放」も半数以上の施設で実施していた。

以上、乳児院ではさまざまな面で施設間によるちがいがみられた。これは、地域性などによるところもあるであろうが、施設規模、併設施設の有無によるところも大きいと思われる。今後、これらの要因に配慮してさらに分析をすすめることが望まれる。

(2) 児童養護施設

① 施設建物の老朽化

施設の設立年は、「1949年以前」と「1950年代」を合わせて7割を超える一方、ここ10年以内に改築実績のある施設は、増改築、大規模修繕を合わせても5割にとどまっており、施設によっては、老朽化した建物設備のまま運営がなされている可能性が示唆され、子どもの生活水準や権利擁護といった視点から課題のあることが示唆された。

② 施設形態

近年、小規模化やグループホームによる養護の必要性が指摘されている中で、児童養護施設における養育形態は「大舎制」が70.7%を占めており、小規模化がまだまだ進んでいない現状が明らかになった。

③ ボランティアの受入れ

ほとんどの施設でボランティアを受け入れ、活用しているが、ボランティアに対する研修については半数以上の施設が実施していないことが明らかになった。ボランティア活動といえども、施設で生活する子どもの養育過程の一部を担うわけであり、その質的向上を図るための研修は極めて重要と考えられた。

④ 施設の地域支援機能

児童家庭支援センターを運営している施設は、わずか12施設(14.6%)であり、地域住民への子育て相談を実施している施設は28施設(40.0%)にとどまるなど、児童養護施設が地域の子育て支援のための資源としては十分に機能していない現状が明らかとなった。

⑤ 自立支援計画の策定と見直し

ほとんどの施設(80施設;97.6%)が入所児童の自立支援計画を策定しているが、「必ず児童相談所と連携して策定している」のは30施設(36.6%)に過ぎず、また、策定の際に児童の参加を保障していない施設が28施設

(34.1%)に上っている。関係者に対する一層の啓発を図るとともに、計画の見直し時期について制度的な期限設定の可能性について検討を行う必要がある。

⑥ 職員の性別

男性3割弱に対し、女性7割強であり、女性の比率が極めて高くなっている。その是非についてさらに詳細な検討が必要と考えられる。

⑦ 職員の実働時間

職員の1日の実働時間は、平均9.9時間であったが、「9時間以上」の категорияに半数以上が集中しており、「12時間以上」の категорияが約15%であった。職員が疲弊しておれば、子どものウェルビーイングの保障は困難である。また、良質の人材確保の観点からも、負担の少ない労働形態や施設のあり方について、検討する必要がある。

⑧ 入所児童の年齢

入所児童の平均年齢は14.2歳で、「10～12歳」と「13～15歳」に全体の約4割強が集中するなど、年長児童の割合が高くなっており、リービングケアやアフターケアの取り組みが重要となるにもかかわらず、現実にはインケアに追われ、殆どこれらについては取り組まれていない。思春期への対応や自立支援等を含め、年長児に対する援助の充実に向け制度論、処遇論の両面からの検討が必要と考えられた。

⑨ 子どもの家族構成

「実父母」がいる子どもはわずか19.5%であり、ひとり親家庭が顕著であった。また、「父母の精神疾患・人格障害等」、「主たる生計を金銭給付に拠っている」ケースが多く、親子関係調整における困難さが示唆された。さらに、保護者への援助に当たっては、「保護者への自立支援」といった視点からのアプローチの必要と考えられた。

⑩ 子どもの行動上の問題

「反抗的態度」「顔色を伺う」「自己中心的」といった対人関係における問題が多く、指導の困難性が示唆された。また、「学力不振傾向」、「学習意欲がない」など、学習に関する項目にも特徴があり、子どもの自立支援を考えるうえで、生活指導と並んで効果的な学習指導の方

法についても議論する必要があると考えられた。

なお、「無断外出」「性的逸脱行動」といった項目は、数こそ多くないが、高度な専門性と多大な業務量、職員の負担を強いるものであり、考慮が必要と考えられた。

(3) 児童自立支援施設

① 大きい定員開差

児童自立支援施設における入所率は40.3%で、他の施設種別に比して極度に低くなっているが、入所児童の態様や児童自立支援施設としてのサービス内容、職員の勤務実態等をさらに詳細に把握、分析することにより、同施設の位置づけや施設サービスの実施体制を検討していく必要がある。

② 狭い居室面積

利用者1人当たりの居室面積が5㎡未満の施設が54.4%を過半数を占めており、他の施設種別と較べて最も狭くなっている。ただし、「全面改築予定」「増改築予定」が最も多くなっており、改築に当たっては個室整備の促進等、居室面積の拡大を図ることが喫緊の課題であると考えられた。

③ 小舎制と職員の勤務実態

小舎制の施設が71.4%と、他の施設種別に比して際立って多くなっている。子どもとの安定的で密度の濃い関係を保障するには、小舎制は理想的であると考えられるが、職員プロフィール調査によれば児童自立支援施設における職員の1日当たりの実働時間は「16時間以上」が19.5%、平均実働時間も11.8時間と4つの施設種別の中では最も長くなっており、職員の勤務条件や職員確保の点で課題が残る。児童にとって小舎制のメリットがどの程度あるのか実証的な研究が望まれるとともに、もし児童にとってメリットが極めて大きいとすれば、職員側の負担を軽減するための方策について検討する必要がある。

④ 職員の専門性の確保とバックアップ体制の強化

児童自立支援施設では小舎制が多く、ややもすれば職員は孤立しがちであり、それだけにスーパービジョンや職員会議がとりわけ重要となる。しかし、スーパービジョンについては「定

例的に実施」「必要に応じて実施」が85.7%を占めているものの、「定例的に実施」は乳児院に次いで少なく、「まったく実施なし」が14.3%と4つの施設種別では最も多くなっている。職員会議も月1回が69.0%と最多となるなど、頻度は高いとはいえない。さらに、職員プロフィール調査では、施設内研修、施設外研修とも、研修参加回数が他の施設に較べ少なくなっている。スーパービジョンや研修の体制強化や職員会議を増やす等、職員へのバックアップ体制の強化が喫緊の課題といえる。

⑤ 施設機能を活用した地域子育て支援

施設機能を活用した地域子育て支援が求められているが、「児童家庭支援センターの運営」「ショートステイ及びレスパイト事業」「トワイライトステイ」を実施している児童自立支援施設は皆無である。また、「地域住民への子育て相談」「施設の機能・役割に関する広報活動」「その他福祉ニーズへの常時対応体制」は一部の児童自立支援施設で取り組まれているが、いずれも他の施設種別に較べ最も低調である。

特に児童自立支援施設の場合、子育てに関する専門的なノウハウ、とりわけ非行防止と児童の健全育成に関する高度な専門性を有していることから、今後は子育て支援についても積極的な取り組みが望まれる。専任の子育て相談員の確保や出張相談など施策の拡充について検討する必要がある。

⑥ 児童の権利擁護に向けた取り組み

自立支援計画の策定及び見直しはほとんどの施設で実施されているが、策定の際の児童の参加保障は34.2%の施設が認めていない。また、児童や家族の苦情を解決するための委員会についても35.7%の施設が開催しておらず、施設サービスに対する自己評価も73.8%の施設において実施されないなど、他の施設種別に較べ最も低調であった。職員に対する意識啓発が望まれる。

⑦ 里親家庭への支援状況

里親委託件数は少ないが、委託している里親への支援は、78.6%の児童自立支援施設が行っていない。いずれの施設種別においても里親支援は活発とはいえないが、里親委託の成否は、施設や児童相談所がどこまで里親

をバックアップできるかにかかっている。里親委託が低調な要因についてさらに詳細な分析を行うとともに、里親支援システムのあり方について検討を急ぐ必要がある。

⑧ アドミッション・ケア、リービング・ケア、アフター・ケアの状況

アドミッション、リービング、アフターを通じて、各ケアとも実施していない職員が7割～8割を占めている。それぞれのケアが低調なのは各施設種別に共通した傾向であるが、とりわけ自立に向けた課題を多く抱える児童を受け入れている児童自立支援施設については、子どもや保護者の不安を軽減するためのアドミッション・ケア、家庭復帰や社会的自立を図るためのリービング・ケア、施設退所後の自立に向けた援助を行うアフター・ケアの積極的な実施が望まれる。そのためには、これらのケアが低調な要因を詳細に分析するとともに、ケアが積極的かつ適切に行われるための支援策のあり方を検討する必要がある。

⑨ 被虐待児童の状況

施設入所後に把握した事例を含め、虐待を受けた児童が全体の49.0%を占めており、情緒障害児短期治療施設に次いで多くなっている。特に、ネグレクトでは4つの施設種別のうち最多となっている。

被虐待児童が約半数を占めるということは、従前の生活指導等を柱とした援助体制では限界があり、心理的治療や心理的関わりの必要性を示唆している。

⑩ 身体的発育状況

「肥満」「肥満気味」が17.0%、「痩せ気味」「痩せすぎ」が25.8%であり、標準体重が69.3%と4つの施設種別では最も少なくなっている。つまり、4～5人に1人の児童が標準体重を逸脱しているということになり、栄養面、生活習慣等において特に配慮が必要と考えられた。

⑪ 通院治療状況

一般病院への長期通院経験や現在通院治療を受けている者の比率は、それぞれ10.3%、7.7%と4つの施設種別では最も少ないが、精神科等の治療を受けた経験のある児童は全体の25.3%を占めている。また、現在精神科医

や心理療法士等による治療を受けている者も12.9%いる。概ね10人に1人が現在も何らかの通院治療を受けており、1回当たりの治療時間は平均1.6時間であることと併せて、通院に伴う送迎等の負担も無視できない。

⑫ 精神・行動上の問題

自己中心的傾向、学力不振の傾向、決まりや約束事を守らない、他人の顔色を伺う、自分の非や責任を認めない、学習意欲がないなどの問題について、60項目中22項目が半数以上の児童に見られ、大半の項目が児童自立支援施設で最多となっていた。

これら児童の精神・行動上の問題は、多くの児童に見られる項目は無論のこと、少数の児童にしか見られない項目であっても、これらの対応に要する職員の精神的・時間的負担は相当なものと推察される。また、これらの対応にはとりわけ高度な専門性が要求されるわけであるが、前述のとおりスーパービジョン体制は脆弱であり、研修への参加回数も4つの施設種別では最も少なく、職員会議の開催状況も低調である。

これらの問題への対応状況をさらに詳細に把握・分析する必要があるが、職員の専門性の強化を図るとともに、従前の生活指導に軸足を置いた援助のみならず、心理・医学的な対応体制の確保も重要な課題と考えられた。

(4) 情緒障害児短期治療施設

① 施策動向への対応状況

本調査では、社会福祉基礎構造改革以降、利用者主体の社会福祉サービスのあり方が具体的に検討されるようになっていたことを受けて、平成14年3月29日に出された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告書」の内容も踏まえ、サービス実施体制の現状について明らかにする調査項目を設けている。

どの調査項目も、多かれ少なかれ、この第三者評価基準と関連しているものの、とくにサービスの質の管理に直接的に関わる項目としては、「福祉サービスの質の向上/改善に向けた検討会議の開催状況」、「自立支援計画の策定等の状況」、「苦情解決委員会の開催等の状況」、「自己評価の実施状況」があげられる。

これらの結果を見ると、とくに苦情解決委員

会の開催について、「開催していない」が7施設(36.8%)あり、自己評価の実施状況について、「実施していない」が半数以上の13施設(68.4%)となっている。自立支援計画の策定等についても、大半は策定・見直しを行っているものの、措置機関であり、家族再統合でも大きな役割を果たすことが期待される児童相談所との連携状況はあまり密であるとはいえず、入所児童の計画策定に際する意見表明権も十分に考慮されているとはいえず、計画について「施設が利用者のために作るもの」として位置づけられているのが実態である。

平成15年3月には「児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告書」が出され、利用者を中心として多機関・他職種が関わる、また当事者とのパートナーシップも含めたチーム・アプローチが具体化されねばならない時期にきている。本調査での結果と理想的実施体制とのギャップを埋めるための試行錯誤が目に見えるものにするのが、これから問われることになる。

② 施設形態

施設の小規模化が推進されている昨今であるが、情短については、大舎が圧倒的に多くなっている。比較的新しい施設種別である割には、小規模化・地域化の動向はあまり反映されていないのである。

この背景には、緊縮財政下にある各自治体の予算問題のあおりを受け、少ない職員数でより多くの子どもたちをケアする現実的選択肢として大舎制がとられているということが考えられる。また「短期治療」という看板のために、生活モデルというより、病院モデルとでもいうべきサービス実施体制がとられているということもあろう。

しかし、予算問題で入所児童のウェルビーイングが二の次にされていいはずがないし、短期とはいえ、生活の場として多職種が配置されていることから、病院モデルというロジックも十分な根拠があるものとはいえず、難しい。

施設機能を考える上で、ある症状を緩和させることを目的とした治療系施設に限りなく近づいていくことも選択肢の一つではあるが、海外ではグループホームケア方式で情緒障害の著しい児童への対応も見られることから、情緒障害児短期治療施設向けグループホームモ

デル事業を展開することも必要かと思われる。

③ 職員の専門性の向上

従来、マンパワーに対しては、宗教活動を基盤とした歴史的背景から、愛情や寛容のような人間性こそ求められるという傾向が強かったように思われるが、昨今では、第三者基準等に関する報告書を見ても明らかなように、専門的な価値や知識を体現するためのトレーニングが欠かせないことが意識されるようになりつつある。

本調査でも、研修とスーパービジョンに関して調査項目を設けて、実態を明らかにしている。研修については、約70%の施設で研修担当者が設置されており、施設内研修については、回答のあったすべての施設で実施されていることがわかったが、その一方で、学会や各種施設外研修への参加義務について、「義務付けていない」が14施設(73.7%)、しかも「基本的に出張として参加」は半数以下の6施設(42.9%)という結果であった。

また、施設内研修については実施率が高いとはいえ、職員プロフィール票の結果から見ると、施設内研修の平均参加回数で「0回」が44名(14.4%)となっている一方で、「1回」から「4回」までの回答、及び「10回以上」の回答が10%の回答を得ていることから、研修受講機会に大きな幅のあることがわかる。

研修の内容や回数まで一律に決めることが好ましいとはいえないが、ある一定水準を保つための工夫等について、施設団体内等で協議していく必要性、そして研修に職員を出すことが可能な職員体制を整えていく行政側の努力も問われてくるであろう。

④ 地域との関わり

地域の人たちや子どもたちとの交流が図られることが、施設の開放的な運営と、子どもたちの社会化にとっては重要であると考えられるようになっており、第三者評価基準等の報告書でも明文化されている。

しかし、情緒障害児短期治療施設においては、児童家庭支援センターはまったく運営されておらず、地域住民への子育て相談も9施設(52.9%)でのみ実施されているという状況であった。また、施設の専門機能を活かさなくてもできる地域行事への協力や地域住民への施設開放についても、「PTA活動への積極的協

力」が5施設(26.3%)を始めとして、必ずしも積極的とはいえない結果であった。

無闇に開放することによって、治療あるいは生活の場そのものが混乱をきたすことがあってはならないが、時代の趨勢の中で、施設が地域の中で孤立して、結果として施設入所経験をスティグマタイズしてしまうことがないよう、子育て相談や地域行事への具体的協力などにより、地域からの理解を得る必要がある。

⑤ 児童相談所との連携状況

本来、児童相談所との連携なくして、施設サービスは円滑に進まないはずである。しかし、すでに見た自立支援計画の策定状況でも、入所児童の一時帰宅の決定方法でも、児童相談所との連携は一様ではない。児童相談所との緊密な連携が行えるための種々の手立てについて検討が必要である。

⑥ 職員の勤務実態

情緒障害児短期治療施設においても、8時間未満であることはほとんどなく、実態として長時間勤務が珍しくないことが明らかになった。また、有給消化率も、概して高いものではない。8時間勤務という枠組みがそもそも施設には馴染まないという意見も聞かれるが、いずれにしてもただ単に規制するだけではなく、施設労働のあり方について、議論する必要がある。

また、職員の業務のうち、アドミッション・ケア、リビング・ケア、アフター・ケアにかかる打合せについてたずねたところ、ほとんどの職員がこの業務に従事していないことがわかった。

ただし、個人プロフィール票の結果から、たいていの入所児童に対してこうした打合せが行われていることがわかっているため、一部の職員が独占的に担う傾向があるものと推測できる。現在、最低基準には、そのことについての業務を前提にした職種や人員配置まで考慮されていないが、とくに家族再統合の問題を考えるにあたり、積極的な取り上げ方がなされてもよいであろう。

⑦ 保護者との関係

施設実践の場合、家族再統合が最終的な課題の一つになっており、その方法の一つとして面会や通信の活用がある。情緒障害児短期治療施設においては、面会制限も通信制限もほとんど行っておらず、約70%の入所児童に

ついて、面会の際に付き添いも必要なしと認識されている。

ただし、これは保護者との関係形成で何の課題もないということではない。被虐待経験を有する児童が70%を超え、経済的困難を抱えていたり、精神障害や人格障害の疑いがあったりする保護者も一定数いることが明らかになっており、入所児童の入所治療という課題だけを情緒障害児短期治療施設が担っているわけではないことがわかる。

また、入所児童と保護者との関係についてたずねたところ、「保護者に素直に甘えられない」が308人(43.7%)、「保護者に言いたいことを言語化できない」が280人(41.9%)、「年齢や本人の希望に応じた保護者の方の理解ができていない」が271人(41.9%)といったところが多く回答されており、やはりこうした保護者や家族に関わる業務を専門的な立場から担える体制作りが必要である。

⑧ 入所児童の身体的状況

子どもの身体的状況については、約10%の入所児童に低体重や低身長などの、身体的発達問題が見られる。一般病院への通院経験も、「あり」が約五分の一を占めている。ここから、通院に関する業務量や病院との連携、栄養上の配慮などが求められることがわかる。

⑨ 入所児童の精神・行動状況

入所児童の精神・行動状況では、11項目について「よく見られる、頻繁に見られる」「時々ある、時々見られる」「たまにある、たまに見られる」が、「ない」の回答数を上回っており、非常に広範な問題に対応していかなければならないことがわかる。

また、「ある」グループよりも「ない」の回答が多い項目についても、業務にかかる負担感が少ないということではないことには注意しなければならない。

いずれにしても、しっかりと専門性がなければ「手のかかる子ども」としてしか映らなくなってしまうこともありうるため、心理療法を担当する職員だけでなく、児童指導員や保育士などの養成課程及びトレーニング・プログラム、スーパービジョンの充実強化が考えられなければならない。

3. 業務量調査の結果と考察

1. 集計結果

本調査では、40 施設からの協力を得て、職員の業務実態についての把握を行ったが、時間的・経済的コストの制約により、集計に関して下記の点で限界が生じた。

第一に、集計にあたっては、時間的・経済的コストの制約から、すべての集計において、母数は、職員数(人)や勤務日数(日)ではなく、あくまで行を基本としている。

第二に、児童 ID の扱いについてであるが、これも予算及び時間の都合上に加え、児童 ID 未記入が多かったため、集計にかけることが適わなかった。

第三に、業務時間の集計について、業務開始時間でしか集計できなかったことがある。60 分を一ユニットとして業務量をはじき出すには膨大なデータ処理が必要であり、時間的、コスト的に限界があった。さらに、実際の回答例では、終了時間が明記されていないなど、未記入のものも多く、60 分を一ユニットとする集計方法には馴染まないと判断せざるを得なかった。

以上に述べたように、本業務量調査では種々の限界、制約があるものの、一定の傾向は把握できた。

業務別業務提供時間では、施設外業務に対する時間が非常に多くかけられていることがわかった。

すべての職員が頻繁にこうした業務に従事しているわけではないとはいえ、いずれも重要な業務であることから十分な配慮の上での人的配置が求められるといえよう。

また、集計方法上、ルーティーンワークの業務時間が少なく算出されていることには注意したい。

施設職員一人当りの業務提供量について、1 日平均で見たが、職員プロフィールの横断的調査のところで、「各施設種別とも 1 日当りの実働時間は多様であるが、「16 時間以上」が児童自立支援施設で 19.5%と他を抜いて多いのが特徴的である。平均時間も児童自立支援施設が 11.8 時間と最も多く、次いで児童養護施設 9.9 時間、情緒障害児短期治療施設 9.4 時間、乳児院 8.7 時間となっている。

児童自立支援施設の実働時間が長いのは、「小舎夫婦制のため拘束時間が長いことによる

ものと考えられる」とすでに述べているように、総じて、夜勤や宿直があるとはいえ、勤務日においては 1 日 10 時間の拘束時間が珍しくないという生活施設の特徴が出ている結果となっている。とくに、児童自立支援施設と児童養護施設においては、生活そのものが職場で営まれているような印象を受ける。実際、職員プロフィールでは、平成 13 年度の有給休暇消化率について、「30%未満」が過半数を占めていることが明らかにされており、休暇保障が十分ではないことがうかがわれる。

業務時間の長さ、先述した負担感とを比較すると、負担感の強い業務として多く挙げられた「子どもの情緒/行動等への対応」は、必ずしも業務時間が長いとは言えない現状が明らかになった。つまり、業務時間の長さ、負担感との相関関係が強いとは考えにくく、業務に感じる負担の軽減について検討する際、業務量(時間)以外のファクターに注目する必要がある。

業務内容別負担感を職種別にみると、主任児童指導員、主任保育士、児童指導員、保育士等、それぞれ職種ごとに担当する業務内容が異なっており、役割分担が大まかにではあるが、なされていることが明らかとなった。

直接処遇職員(保育士、児童指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員)以外の職種については、本来業務以外の業務において負担度が高い傾向にあった(例:「学習指導員」は遊びの援助、「看護師」は学習指導)。施設に配置されている職員が、それぞれの専門性を活かした実践に専念できるような体制整備が必要である。

全体をとおして、どの施設においても職員が感じている負担は、身体的なものよりも精神的な負担の方が多くなることが明らかになった。精神的負担を軽減するには、単に業務量や時間を減らすための方策だけでなく、職員のメンタルケアやサポート体制を充実させる必要がある。

分担研究 II

全国児童養護施設協議会「子どもを未来と
するために－児童養護施設の近未来－(児童
養護施設近未来像 II)」及び全国乳児福祉協
議会の「21 世紀の乳児院のあり方を考える特
別委員会最終報告」の 2 つの報告書に示され

ているキーワードから、今後の施設処遇における課題として、「児童虐待への対応」「保護者への支援」「子どもの権利擁護」「地域の子育て支援」「ケースマネジメントとアセスメントの必要性」「里親制度を含めた社会的養護のあり方の検討」の7つの項目を抽出し、分担研究Ⅰで得られた調査結果について、これらの項目を軸として以下の課題整理を行った。

(1) 養育理念

これらの報告書では、養育の基本として、乳児院では「子どもの権利擁護」「子どもの発達保障」「愛着関係の形成と基本的信頼感の獲得」「早期の家庭復帰」「保育看護」であり、児童養護施設では「最善の利益に配慮した人権・発達の保障」「子どもと大人との信頼関係構築」「保護者と施設との養育の協働」「家族の再建」などが挙げられているが、これらはほぼ共通した内容であり、重要な課題はこれらの理念をいかに実現していくかであり、例えば、発達を保障し、愛着関係、信頼感を形成するには、職員と子どもの比率の向上や、施設的环境整備などが不可欠と考えられた。

(2) 被虐待児童への対応

今回の調査結果からも、各施設種別とも被虐待児童が多く入所している実態が明らかになったが、特に、児童相談所による児童記録には虐待の記載がなく施設入所後把握される虐待としてネグレクトや心理的虐待が多く、これらの虐待が「見えにくい虐待」であることから、児童相談所職員や児童福祉施設職員に対するこれらの虐待への関心を高める研修の充実の必要性が示唆された。

(3) 関わりのむずかしい保護者への対応

今回の調査結果から、入所児童の保護者のうち、精神障害(その疑いを含む)、知的障害(同)、人格障害(同)、薬物・アルコール依存(同)など障害を持つ人や、経済的問題をもつ人の割合の高いことがわかったが、これら対応がむずかしい保護者への適切な支援を行うとともに、関係機関との円滑な連携を図るためにも、家庭支援専門相談員などの専門職の常勤化と複数配置の必要性が示唆された。

(4) 研修およびスーパービジョンの充実

乳児院および児童養護施設の直接処遇職

員は24歳以下が約2割を占めるなど、経験の浅い職員が多い現実を踏まえ、研修とスーパービジョンの強化が必要と考えられた。

(5) 里親との連携強化

上記の施設団体による報告書や平成14年度の里親制度改革においても、里親と施設、児童相談所とのパートナーシップに基づく連携の必要性が指摘されている。にもかかわらず今回の調査結果では、施設による里親支援が極めて低調であることが明らかになった。里親および委託された児童の中には、以前生活していた施設のことを思い出したくないと考える場合もあることなどから、施設が可能な里親支援の内容や方法について具体的に検討する必要性が示唆された。

分担研究Ⅲ

(1) 分担研究Ⅰの調査結果から、以下の実態が把握された。

① 各施設における入所児童のボーダーレス化

いずれの施設においても被虐待児童の割合が高くなっており、問題行動を示す児童割合に関しても児童養護施設と児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設の間に大幅な相違がみられないなど、入所児童のボーダーレス化が進行しており、養育系入所型児童福祉施設(本分担研究では、分担研究の調査対象となった乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の4つの施設を総称して「養育系入所型児童福祉施設」という。)のそれぞれの機能のあり方に、大きな課題を投げかけている。

② 大舎中心の運営

施設の規模並びに運営形態が、児童自立支援施設を除き、大舎中心となっている。①の結果ともあわせみると、今後、児童養護施設はどのような児童をどのような方法で養護することをその機能とするのか、他の生活治療型機能を主目的とする施設との違いを明確化していく必要がある。

③ 生活機能と治療機能の併存

入所児童の特性や運営におけるボーダー

レス化は、現在の養育系入所型児童福祉施設は、養護・養育と生活治療という大きな2つの機能をいずれも渾然一体としてその施設機能に含みつつほぼ同様の機能を果たしていることを意味する。このことは、後述する養育系入所型児童福祉施設の機能分化も含めた機能再編成の必要性を、実態面から問いかけるものである。

(2) 先行研究からの知見

① 児童福祉施設再編への提言

全国社会福祉協議会・児童福祉施設のあり方委員会が公表した「児童福祉施設再編への提言」は、当時の乳児院、養護施設、母子寮、教護院、情緒障害児短期治療施設、虚弱児施設の機能について、児童の生活の場と専門性を軸に4つに類型化し、生活拠点型施設である乳児院と養護施設の再編、同じくトリートメント 1.(入所)型施設である教護院、情緒障害児短期治療施設の再編成等、その機能統合、再編を提言している。

さらに、報告書は、その他養育系入所型児童福祉施設の今後のあり方について、ケアの小規模化や個別化、連続化の視点等の提言を行っており、今後の児童福祉施設のあり方を考えるに当たって重要な先行研究といえる。

② 児童福祉法の改正をめぐって一次なる改正に向けての試案一

柏女が主任研究者として平成8年度に行った厚生行政科学研究事業「要保護児童の自立支援に関する研究」は、①現行の施設体系について、当時の乳児院、養護施設、虚弱児施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の5施設種別をすべて児童育成ホーム並びに小規模児童育成ホームの2種の児童福祉施設として統合再編成すること、②すべての施設種別が養育・養護・生活治療の機能を有することとし、そのうえで、特に養育・養護にウエイトを置いた「児童養育ホーム」、生活治療にウエイトを置いた「生活治療ホーム」などに緩やかに再編される方向性が考えられること、それぞれに小規模型が独自の施設種別として存在することなどを提言している。特に、「小規模児童育成ホーム」を「児童育成ホーム」と並び児童福祉施設として提言したことは、ケアの個別化やケア単位の小規模化を図るうえで欠くことのできないものであり、児童家庭福祉の

理念の具現化と深く結びつくものである。

③ 児童福祉施設第三者評価基準の作成

施設機能の再編成を図るためには、現行の施設種別の業務の標準化や共通理解が欠かせない。児童福祉施設等評価基準検討委員会による児童福祉施設第三者評価基準は、それぞれの施設種別の援助の質の向上をめざす尺度であるが、この尺度は、各施設種別にはほぼ共通するカテゴリと項目、用語を使用している。したがって、この第三者評価基準に基づいて各施設種別がそれぞれの機能について質の向上を図るべく論議を進めることは、必然的に相互の共通理解や施設機能の再編成を進めていくこととなる。

今回実施された調査結果を今後詳細に分析し、各施設種別における援助の質・量等に関する共通点と相違点について明らかにしておくことも重要である。

(3) 以上の結果を踏まえ、養育系入所型児童福祉施設の制度的課題について、施設の統合再編成という中期的課題と、児童の権利擁護と自立支援、こころのケアと家族再統合という当面する課題について、今後のあり方を制度面から考察した。

① 養育系入所型児童福祉施設の統合再編成

入所児童や運営状況のボーダーレス化、及びいずれの施設においても生活機能と治療機能が渾然一体となって存在している実態を考え合わせると、現行の養育系入所型児童福祉施設の統合再編成や機能の整理が論議される必要がある。特に、その際、入所児童やその保護者の変容にあわせ、入所児童に対する専門的養育・養護・生活治療と入所児童の家族再統合や地域子育て支援とを両立させるような児童福祉施設再編成が必要となる。

具体的には、養育系施設体系と療育・生活治療系施設体系、生活施設体系と通過施設体系、医療型施設体系と福祉型施設体系、施設といわゆるグループホームなどさまざまな再編成軸が考えられるが、先行研究のように生活施設系と生活治療施設系、施設とグループホームといった複数の再編成軸を考慮することも可能である。これにアセスメント系の施設を加えることも考えられる。

いずれにしても、現行施設体系が創りあげてきた援助観や援助方法などを無視して再編成を行うことは現実的ではなく、また、すべきではない。そのためには、社会的養護体系そのもののあり方について機能面から論じていくことがまず必要と考えられる。

そのためには、①現代の児童家庭福祉問題の正確な分析とニーズの把握を行うこと、②社会的養護体系に必要とされる機能について詳細な分析を行うこと、③今回の施設横断的な調査の詳細な分析を行うなど、利用者(入所児童並びにその保護者)の実態、専門職員の援助観や援助技術、援助体制等の援助実態について詳細な分析を行うこと、④各施設の第三者評価基準をもとにした施設横断的評価を積み重ねることにより、各施設種別の援助観、援助技術、援助体制等について共通の尺度、用語で分析整理するとともに、各施設種別の共通理解を図り、機能面から再編の道筋を検討することが必要となる。

特に、②では、たとえば、生活、治療、自立支援、アセスメントなど必要とされる機能は複数存在するであろうが、それぞれの機能ごとに、必要とされる専門職や援助方法などについて詳細に検討することにより、養育系入所型児童福祉施設が果たすべき機能が、いくつかユニット化されることとなる。

こうした手順を踏むことにより、既存の施設は、単独ないしは少数の機能ユニットにより構成される専門施設群、複数ないしはすべての機能ユニットにより構成される総合施設群などに緩やかに再編されていくことになる。大きな括りとしては、生活系と生活治療系が現実的であり、生活系は可能な限り小規模化し、当り前の生活を保障するという機能を最優先することとなるであろう。

② 入所児童の権利擁護と自立支援、こころのケアと家族の再統合

ア) 入所児童のウエルビーイング

施設入所児童の権利擁護とは、家庭環境を奪われた児童に対して、家庭に生活する児童と同様、当り前の生活を当り前のように送ることのできる環境を用意することにほかならない。言葉を変えれば、入所児童のウエルビーイングを保障する営みである。

入所前の生活で大きな心の痛手を抱える施設入所児童にとって、施設はそれを癒す場と

しても機能する必要があるが、一部の職員による体罰や不適切な関わり、さらには管理的な生活形態が児童の心に痛手を与える事態も散見される。こうした痛手には、施設・設備や職員配置基準といった施設関係者の努力のみでは解決しようのない構造的な問題が含まれているので、こうした基準そのものも改善していくことが求められる。

イ) 入所児童の権利擁護

社会福祉法の施行により、施設における個々の児童に関する自立支援計画の策定や援助の自己点検・自己評価、第三者評価も行われるようになるなど、施設における利用者主体の思想はかなりの進展をみせたといえるが、問題は、これらの法の内実をいかに充実させるかにある。入所児童の増加、抱える問題の多様化や深刻さが、これら入所児童の権利保障の実現を困難にしており、児童が意見を言いやすいシステム対応の工夫が望まれる。

ウ) ケア単位の小規模化

入所児童のウエルビーイングを図るためには、ケアの個別化が必要であり、施設の規模自体の小規模化と施設におけるケア単位の小規模化をめざすことが必要である。

さらに、ケア単位の小規模化には、職員の配置基準の向上によりケア職員1名当たりの児童数を減少させる方法と、施設内小舎やユニットケア並びに施設分園型グループホーム・地域小規模施設を普及させる方法とが考えられるが、児童の当り前の生活保障という観点からは、特にグループホームや地域小規模施設の普及が求められる。

また、養育家庭やグループホームを運営の中心とし、専門機能を具備した基幹施設がそのバックアップ機能を果たすという方向も模索すべきである。

エ) 新たな専門職員の配置と職員の待遇向上

多くの心理的・社会的問題を抱える入所児童に適切に対応するためには、現行の児童指導員、保育士のほか、臨床心理士やソーシャルワーカー等の専門職の配置について考える必要がある。そのためには、生活の場であることと治療の場であることとの整合性を図るシステムの検討等、施設の機能について整理する

ことが求められる。

また、既存の職員の配置基準の向上や待遇向上も、入所児童のウェルビーイング保障のための喫緊の課題である。

o) 施設の閉鎖性の解消

第三者評価や苦情解決などの仕組みを定着させるとともに、現在の入所決定システムを再考など、施設に外部の目が入りやすい仕組みを工夫することも、制度上の課題である。

現行の都道府県による職権保護を基本とした入所決定システムでは、施設が自らのサービスを外部に公表して利用者の選択に資するというインセンティブが働きにくく、また、地域（市町村）の目も届きにくいものとならざるを得ない。職権保護やパターナリスティックな手法の必要性は理解できるとしても、サービス利用のあり方について再検討すべきときにきていると思われる。

か) 自立支援

自立支援のための制度的課題としては、特に、自立の遅れという現代の若者全体に共通する事象に対応するため、児童自立生活援助事業の拡充を図るとともに、現在は個人的ないしはボランタリーな取組として行われている入所児童の大学等進学への保障や施設退所後の身元保証、退所後の緊急的な生活課題への対応、退所児童のレスパイトケア等の確立も必要とされる。

き) 家族再統合支援

児童虐待をはじめとする児童福祉問題に起因して施設入所等の措置がとられた後、施設を中心に再び家族が統合されることをめざして援助が行われる。このプロセスを進行管理しマネージするのは、原則として児童相談所であるが、児童相談所や施設における児童の保護・支援と地域における家族の再統合に向けての支援の連続性を確保するには、児童相談所とともに市町村が児童福祉問題の発見から家族の再統合までを協同して支援する仕組みを構築する必要がある。

さらに、児童と保護者の心理療法的援助、心のケアに対応できる社会資源を整備し、たとえば援助を希望しない保護者に対しても援助のプロセスに乗せることを可能とする仕組みを創設するなどして、親子の心のケア体制を確保

することも必要である。このためには、都道府県知事の保護者に対する指導勧告の活用や司法による指導命令等の導入が検討されなければならない。児童福祉法第28条による施設入所に期限を設け、その間の保護者指導を徹底することなども考えられてよい。

ただし、現状ではこうした心理療法的援助や家族再統合支援機能を発揮する福祉機関・施設はほとんど整備されていないため、たとえば、情緒障害児短期治療施設を親子の心のケアセンターとして整備することなどの検討を行うとともに、そうした中核機関・施設が中心となって心のケアに関するノウハウの蓄積と提供、地域におけるNPO等の援助機関育成とネットワーク化を図る必要がある。

分担研究(I)報告書

児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究

主任研究者:才村 純(日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長)

研究協力者:澁谷 昌史(日本子ども家庭総合研究所研究員)

伊藤 嘉余子(日本社会事業大学大学院博士後期課程)

庄司 順一(青山学院大学文学部教授)

研究要旨

本調査研究では、利用者一人ひとりのニーズに的確に対応できる施設処遇のあり方や、これからの児童福祉施設制度のあり方を検討するための基礎的資料を得ることを目的として、施設利用児童の生活実態やニーズ、職員の職務の実態等について、施設種別を超えた横断的手法による総合的な実態把握を行うこととした。

① 児童養護施設(100ヶ所)、乳児院(全数)、児童自立支援施設(全数)、情緒障害児短期治療施設(全数)を対象に質問紙調査を実施するとともに、施設職員の業務実態をより詳細に把握するために、各施設種別 10ヶ所ずつ計 40ヶ所を対象にタイムスタディ調査(業務量調査)を実施した。

質問紙調査では、施設プロフィール調査票により施設運営の実態を、施設入所児童個人プロフィール調査票により入所児童の生活実態やニーズを、職員プロフィール調査票により職員の職務の実態等について、施設種別を超えた横断的手法による総合的な実態把握を行った。

業務量調査では、直接処遇職員を対象に、1週間の業務について業務内容、対象児童、業務時間、精神的・身体的負担度等について自計式調査により実態把握を行った。

② その結果、被虐待児童の入所率は乳児院 19.6%、児童養護施設 45.0%、児童自立支援施設 49.0%、情緒障害児短期治療施設 62.0%であることがわかった。また、ショートステイやトワイライトステイ、レスパイトケア等の地域子育て支援については、児童養護施設や乳児院の取り組みが顕著であること、職員の勤務形態については児童自立支援施設が2交替制及び夫婦制が多いのに対し、他施設では3交替が多いこと、職員の勤務時間はいずれの施設種別においても長時間であるが、とりわけ児童自立支援施設では長くなっていることなど、一部の項目については施設種別による差異が見られたものの、児童の家庭背景や精神/行動上の問題をもつ児童数などは各施設種別とも共通していたほか、アドミッションケアやアフターケア等インケア以外のケアが低調であること、里親支援が低調であること、職員に対する研修やスーパービジョンが不十分であることなども施設種別を問わず共通しており、ボーダーレス化の傾向が伺えた。

また、施設外研修、職場実習先(就職希望先)との連絡、施設外行事への参加・引率、学校や児童相談所等への外出など、施設外業務に係る業務量が極めて多いこと、いずれの施設種別においても職員は身体的なものより精神的な負担を強く感じていること、業務時間の長さ(業務量)と職員の負担感は必ずしも相関関係が強いとは言い切れず、負担軽減について検討するには、業務量以外の要因に注目する必要があることなどが示唆された。

<研究協力者>

澁谷 昌史(日本子ども家庭総合研究所研究員)

伊藤 嘉余子(日本社会事業大学大学院博士後期課程)

A. 研究の目的

児童相談所における虐待相談が急増する中、平成 12 年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されるなど、児童虐待への取組みの強化が喫緊の課題となっている。児童福祉施設においても被虐待児童の入所の増加等に伴い、虐待に起因する愛着障害やトラウ

マを修復するための心理的ケアをはじめ、親子関係の再構築を図るための家庭環境調整等、ニーズは複雑・多様化している。しかし、入所している児童の態様やニーズ、施設における取組みの実態に関しては、総合的な実態把握がなされていないのが実情である。

児童一人ひとりのニーズに的確に対応し、その最善の

利益を確保するには、児童や保護者、施設の実態を十分に踏まえた上での体系的な施策の推進が不可欠である。

このため、本調査研究では、施設入所児童の生活実態やニーズ、職員の職務の実態等について、施設種別を超えた横断的手法による総合的な実態把握を行うことにより、入所児童一人ひとりのニーズに的確に対応できる施設処遇のあり方を検討するための基礎的な資料を得ることとした。

B. 研究の方法

本研究における調査対象施設及び調査方法は下記のとおりである。

(1) プロフィール調査

1) 対象施設

① 児童養護施設(100箇所)

100箇所の抽出に当たっては、できるだけ母集団の特性が反映できるよう、地域性(施設が所在する自治体の人口規模)、施設規模(入所定員)、施設形態(大舎性、小舎制等)、運営主体(公営、民営)等のバランスを考慮した。

② 乳児院(全数)

③ 情緒障害児短期治療施設(全数)

④ 児童自立支援施設(全数)

2) 調査票の種類、内容および調査対象

① 施設プロフィール票

施設プロフィール票では、施設の概要や運営実態等を把握した。調査対象は上記 1)のとおりである。

② 個人プロフィール票

個人プロフィール票では入所児童一人ひとりの態様やニーズを把握するため、各児童の担当者に記入を依頼した。対象は入所児童全員である。

③ 職員プロフィール票

職員プロフィール票により施設職員一人ひとりの勤務実態等を把握するため、自計式による回答を依頼した。調査対象は直接処遇職員全員である。

なお、直接処遇職員とは具体的に下記の職種とした。

(児童養護施設)

- ・主任児童指導員
- ・主任保育士
- ・児童指導員
- ・保育士

- ・職業指導員
- ・医師(施設長を除く)
- ・看護師(准看を含む)
- ・助産師
- ・学習指導を担当する職員
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・心理療法を担当する職員
- ・個別対応職員

(乳児院)

- ・主任児童指導員
- ・主任保育士
- ・児童指導員
- ・保育士
- ・医師(施設長を除く)
- ・看護師(准看を含む)
- ・助産師
- ・家庭支援専門相談員
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・心理療法を担当する職員

(情緒障害児短期治療施設)

- ・主任児童指導員
- ・主任保育士
- ・児童指導員
- ・保育士
- ・職業指導員
- ・看護師(准看を含む)
- ・助産師
- ・学習指導を担当する職員
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・心理療法を担当する職員
- ・個別対応職員

(児童自立支援施設)

- ・児童指導員
- ・児童自立支援専門員
- ・保育士
- ・児童生活支援員
- ・職業指導員
- ・医師(施設長を除く)
- ・看護師(准看を含む)
- ・助産師
- ・学習指導を担当する職員
- ・作業療法士
- ・理学療法士

- ・心理療法を担当する職員
- ・個別対応職員

(2) 業務量調査

各種別 10 箇所ずつ計 40 箇所の施設の協力を得て、自計式によるタイムスタディ方式により業務内容および業務量を把握した。40 箇所の施設の抽出に当っては、地域性(施設が所在する自治体の人口規模)、施設規模(入所定員)、施設形態(大舎性、小舎制等)、運営主体(公営、民営)等を勘案した。

調査項目は業務内容、当該業務の対象となった児童名およびそれぞれの業務に費やした時間(分)である。

また、これら業務量調査と個人プロフィール結果とのクロス集計を行い、児童の特性と業務内容や業務量との相関関係を把握した。

調査に先立ち、業務量調査説明会を開催し、調査要領の周知を図った。

(3) 調査票の作成

調査票の作成に当っては、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の各施設種別毎に作業部会を設置し、統一的手法による横断的調査を念頭に置きつつ、各施設種別に最も適合した調査項目を検討した。作業部会の委員は各施設種別 4 人ずつである。

(4) 調査票の送付

調査票は直接各施設に送付し、プロフィール調査については 2 月 28 日、業務量調査については 3 月 19 日を期限として郵送による回答を求めた。

C. 回答状況

1. プロフィール調査

4 つの施設種別全体の調査票配布数 293、有効回答数 241、有効回答率は 82.3%であった(表 1)。

表 1 回答状況(プロフィール調査)

	調査票配布施設数	有効回答数	有効回答率(%)
乳児院	115	98	85.2
児童養護施設	100	82	82.0
児童自立支援施設	57	42	73.7
情緒障害児短期治療施設	21	19	90.5
全体	293	241	82.3

表 2 対象職員数、児童数(プロフィール調査)

	対象職員数	対象児童数
乳児院	1994	2534
児童養護施設	1374	4794
児童自立支援施設	784	1267
情緒障害児短期治療施設	305	647
全体	4457	9242

2. 業務量調査

4 つの施設種別全体の調査票配布数 40、有効回答数 35、有効回答率は 87.5%であった(表 3)。

表 3 回答状況(業務量調査)

	調査票配布施設数	有効回答数	有効回答率(%)
乳児院	10	8	80.0
児童養護施設	10	9	90.0
児童自立支援施設	10	9	90.0
情緒障害児短期治療施設	10	9	90.0
全体	40	35	87.5

(才村 純)

D. プロフィール調査集計結果及び考察

I. 乳児院

1. 施設プロフィール

(1) 回収状況

回答があったのは、115 施設中 98 施設で、回収率は 85.2%であった。

(2) 設置・運営主体及び併設施設

設置主体、運営主体ともに「社会福祉法人等」が大多数を占めた(設置主体 81 施設 82.7%、運営主体 89 施設 90.8%)(表 2,3)。民営の施設に併設施設について尋ねたところ、最も多かったのが「児童養護施設」48 (53.9%)で、以下「保育所」「老人福祉施設」という結果になった(表 4-1)。

(3) 設立・認可時期

施設の設立時期については、「1949 年以前」が 30.6%を占め、30 施設であった。認可時期については、「1950 年代」が最も多かったが、「1949 年以前」と「1960 年代」「1970 年代」も多かった(表 5)。